

鳥取県告示第 542 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	指定年月日
ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀 2169	平成 19 年 6 月 1 日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町 452	社会福祉法人みのり福祉会北栄みのりデイサービスセンター	東伯郡北栄町東園 218-1	通所介護	平成 18 年 11 月 1 日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町 566	通所介護事業所虹の家おかじま	鳥取市吉方温泉二丁目 118	〃	平成 19 年 5 月 1 日
医療法人仁厚会	倉吉市山根 43	ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀 2169	通所リハビリテーション	平成 19 年 6 月 1 日
〃	〃	〃	〃	短期入所療養介護	〃
〃	〃	訪問看護ステーション ル・サンテリオンよどえ	〃	訪問看護	〃

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町 566	通所介護事業所虹の家おかじま	鳥取市吉方温泉二丁目 118	介護予防通所介護	平成 19 年 5 月 1 日
医療法人仁厚会	倉吉市山根 43	ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀 2169	介護予防通所リハビリテーション	平成 19 年 6 月 1 日
〃	〃	〃	〃	介護予防短期入所療養介護	〃
〃	〃	訪問看護ステーション ル・サンテリオンよどえ	〃	介護予防訪問看護	〃

## 4 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディアコープとっとり	鳥取市末広温泉町 566	居宅介護支援事業所 虹の家おかじま	鳥取市吉方温泉二丁目 118	平成 19 年 5 月 1 日
医療法人仁厚会	倉吉市山根 43	居宅介護支援センター ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀 2169	平成 19 年 6 月 1 日